



## 中国古代の「大臣」をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00007671">https://doi.org/10.24729/00007671</a>

## 中国古代の「大臣」をめぐって

黒田 達也 \*

Concerning with “Daijin (大臣)” in Ancient China

KURODA Tatsuya \*

## 要 旨

中国古代において「大臣」なる語が意味する内容を、『史記』から『新唐書』に至る正史より「大臣」の用例を博捜し、「大臣」を含む表現、上級官の秩階・品階の変遷、「大臣」として正史に現れている官人の官職の秩階・品階、という三つの視角から検討し、前漢では秩比二千石以上の官人、後漢では中二千石以上の官人、魏以後では総じて従三品以上の官職に叙任されている官人、ないしそれに準ずる者に対する身分的呼称が「大臣」であったことを論じた。

## はじめに

嘗て、我が国の律令制前の「大臣」が高句麗の大対盧、百済の大佐平、新羅の上大等と相通ずるものであり、律令官制の成立期たる天武朝や浄御原令制下の官制においても朝鮮三国の官制との関係が明瞭に指摘できることを明らかにした。大臣・大対盧・大佐平・上大等は、それらに任じられた官人が位階の枠内にあるか、それを超越するかはともかく、外見上、中国の正四品官以下に相当する位階を超越する官であり、大対盧は「大臣」とも表記し得ることにおいても我が大臣と共通する。中国正史にも「大臣」という表現が数多く見出されるが、「大臣」という語の意味するところを明示する史料は見当たらないようである。そこで本稿では、『史記』から『新唐書』に至る正史に現れる「大臣」の用例のうち、比較的その指示する内容が把握し易いと思われるものを調べることによって、「大臣」なる語がどのような官人を意味する語とみられるかということについて検討することにしたい。

本論に入る前に述べておくべきことがある。それは中国の「大臣」が単なる高官程度の意味にしか取られていない傾向がある<sup>(1)</sup> ことについてである。「大臣」がこのような意味でも用いられていることは事実であり、『新唐書』李絳伝の、「絳謂、大臣持禄不敢諫、小臣畏罪不敢言。」という記述はその端的な例である。しかし、次のような記述は「大臣」を単なる高官という意味に解するだけでは不十分であり、「大臣」という語が一定の範囲の官人を意味するものであったことを示すものと考えられる。

初聽大臣・二千石・刺史行三年喪。(『後漢書』安帝紀)

黎等備位大臣<sup>(2)</sup>、所懷必尽。(『宋書』武帝紀上)  
大臣子弟堪受教者、令入学。(『宋書』礼志1)  
雕自以出於微賤、致位大臣<sup>(3)</sup>。(『北齊書』張雕伝)

## I 「大臣」を含む表現

「大臣」が一定範囲の官人を意味する語であったという理解を前提として、以下、先ず「大臣」を含む表現に付いて見て行くことにする。

『史記』から『新唐書』に至る正史から「大臣」を含む表現をまとめると次のようになる。尚、出典は、原則として、それぞれの正史に付き1つを挙げるに留めた。

## &lt;史記&gt;

- 1 大臣諸侯 (巻9 呂太后本紀)
- 2 宗室大臣列侯吏二千石 (巻10 孝文帝本紀)
- 3 公卿大臣 (巻20 建元以来使者年表)
- 4 諸侯王大臣 (巻105 太倉公伝)

## &lt;漢書&gt;

- 5 大臣諸侯王 (巻3 高后紀)
- 6 大臣諸侯 (巻3 高后紀)
- 7 公卿大臣 (巻36 楚元王伝)
- 8 執政大臣 (巻36 楚元王伝)
- 9 将相大臣 (巻85 谷永伝)

## &lt;後漢書&gt;

- 10 大臣二千石刺史 (巻5 孝安帝紀)
- 11 大臣二千石以上 (巻5 孝安帝紀)
- 12 公卿大臣 (巻41 鍾離意伝)
- 13 将相大臣 (巻43 朱穆伝)
- 14 宰相大臣 (巻60下 蔡邕伝)

## &lt;三国志&gt;

2003年4月9日受理

\* 一般教養科 (Department of Liberal Arts)

- 15 公卿大臣列将有功者 (卷1 魏書 武帝紀 令)
- 16 枢機大臣 (卷12 魏書 司馬岐伝)
- 17 公卿及内職大臣 (卷16 魏書 杜恕伝)
- 18 公輔大臣 (卷38 蜀書 許靖伝)
- 19 将相大臣 (卷59 吳書 孫登伝)
- <晋書>
- 20 公卿大臣 (卷3 帝紀第三武帝 詔)
- 21 諸王公大臣 (卷20 志第十 礼中)
- 22 公侯大臣 (卷21 志第十一 礼下)
- 23 将相大臣 (卷27 志十七 五行上)
- 24 大人大臣 (卷35 陳騫伝)
- 25 宰相大臣 (卷50 泰秀伝)
- 26 大臣大将 (卷57 吾彦伝)
- <宋書>
- 27 公卿大臣列将有功者 (卷15 志第5 礼2)
- 28 大臣長吏 (卷15 志第5 礼2)
- 29 大臣将相 (卷26 志第16 天文4)
- 30 大臣侯王 (卷27 志第17 符瑞上)
- 31 将相大臣 (卷33 志第23 五行4)
- 32 朝廷之士及大臣藩鎮 (卷83 吳喜伝 詔)
- <魏書>
- 33 公卿大臣 (卷3 太宗紀)
- 34 内外大臣 (卷34 盧魯元伝)
- 35 諸侯大臣 (卷105—3 天象志3)
- 36 大臣貴人 (卷105—4 天象志4)
- <北齊書>
- 37 三公大臣 (卷26 薛 伝)
- <周書>
- 38 公卿大臣 (卷4 明帝紀 詔)
- 39 大臣重将 (卷11 晋蕩公護伝)
- <隋書>
- 40 王公大臣 (卷1 高祖紀上 詔)
- 41 大将大臣 (卷19 天文志上)
- 42 諸侯大臣 (卷20 天文志中)
- 43 公卿大臣 (卷25 刑法志)
- <北史>
- 44 公卿大臣 (卷1 魏本紀1 =33と同)
- 45 公卿大臣 (卷9 周本紀上 詔 =38)
- 46 王公大臣 (卷11 隋本紀上 詔 =40)
- 47 内外大臣 (卷25 盧魯元伝 =34)
- 48 大臣重将 (卷57 周室宗護伝 =39)
- 49 公卿大臣 (卷77 李諤伝 上書)
- <旧唐書>
- 50 公卿大臣 (卷8 玄宗紀上 詔)
- 51 将相大臣 (卷12 徳宗紀上 詔)
- 52 卿相大臣 (卷18上 武宗紀 詔)
- 53 宰相大臣 (卷165 盈孫伝)
- 54 中外大臣 (卷177 崔胤伝)
- 55 王公大臣 (卷183 懿宗伝)
- 56 大臣羣官 (卷184 魚朝恩伝)
- 57 公等大臣 (卷195 王無競伝)
- <新唐書>
- 58 大臣重将 (卷76 后妃伝上)
- 59 元老大臣 (卷105 上官儀伝)
- 60 将相大臣 (卷115 徐彦伯伝)
- 61 宰相大臣 (卷130 楊瑒伝)
- 62 公卿大臣 (卷142 崔祐甫伝)
- 63 大臣将相 (卷203 李翰伝)
- 64 大臣王公 (卷206 武懿宗伝)

『史記』は前漢の武帝の段階に編纂されたものであり、上記の表現はその段階以前のものである。1・2の表現では「大臣」という語は「諸侯」や「吏二千石」等とは異なる性格のものであり、少なくとも諸侯や秩二千石の官人と比肩する者を表しているとみられる。3の表現では、当時「三公」と「九卿」とは明確にその意味するものが異なり、「公卿」は三公と九卿そのものを意味していたと考えられるのであるから、「大臣」と「公卿」とが同義であるとすれば、いずれか一方の表現だけでこと足りるのであり、従って、「大臣」と「公卿」とは異なる内容を表す語であったとすべきであろう。4からは、「大臣」が「諸侯王」に比肩するものであることがわかる。

『漢書』の5・6・7の表現は、『史記』の4・1・3にそれぞれ一致ないし近似するものである。8の表現は「大臣」が執政官人を含むものであったことを示している。「大臣」をそのまま「公卿」と同義とみることができないことは前述の通りであるが、『漢書』卷51賈山伝に、文帝の時代のこととして、「其辞曰、……陛下即位、……賜天下男子爵、大臣皆至公卿。……」と記されていることは、この推定を傍証するものであろう。公卿が一般の官人とは異なる高い地位の者であったことは言うまでもないところである。「卿」は前漢では秩比二千石以上の官人で、皇帝及び大官の合意によって付与された朝位と考えられている<sup>(4)</sup>が、賈山伝の記述はこの説を支持するものであろう。この「卿」と「大臣」とは同義ではないにしても、かなり密接な関係にあったであろうことは、前掲表に見られるように、「公卿大臣」という表現が『後漢書』以後の正史にも頻繁に出ていることから容易に推測し得るところである。更に、『漢書』卷五六董仲舒伝に、「仲舒復対曰、……若乃論政事之得失、察天下之息耗、此大臣輔佐之職、三公九卿之任、非臣仲舒所能及也。……」とあることは、「大臣」と「卿」等との関係を雄弁に物語るものであろう。1～9の表現、及び賈山伝・董仲舒伝の記述から、上層官人である「大臣」の中でも、よ

り上位の者が「公卿」と表現されたと考えるべきではないかと思われる。

『漢書』百官公卿表に、「凡秩比二千石以上、皆銀印青綬、光祿大夫無。秩六百石以上、……比二千石以上、皆銅印黃綬、……」などとあり、秩比二千石以上の官人とそれ以下の者とは明確に区別されていたようである。

「大臣」が「諸侯王」や「諸侯」に比肩するものであり、秩比二千石以上の官人から選ばれる「九卿」と密接な関係を有するものであることと、この百官公卿表の記述とを勘案すれば、「大臣」は秩比二千石以上の官人を意味する語であったとすることができるのではなかろうか。

以上のように「大臣」を考える場合、2で「大臣」と「二千石」とが分離されていることが問題となるかのようである。しかし、この疑問については1・5・6と2自体とが説明を与えてくれそうである。即ち、前漢では漢王室の近親や功臣が諸侯王・諸侯として各地に分封され、半独立の王国や侯国を持つのであり、身分としては諸侯王が第一、諸侯が第二で、他の官人がそれらに次ぐのであるが、1・2・5・6では身分とは逆の順に表現されている。これは皇帝に近い中央官人を先に、地方に封じられている者を後に記したことによるものであろう。しからば、2の「吏二千石」は州牧・郡太守等の秩二千石の地方官等を意味すると考え得るのではなかろうか。従って、前漢の「大臣」は中央官職に任じられていた秩比二千石以上の官人を意味する語とみるのが妥当なところと思われる。

『後漢書』で「大臣」なる語の内容を幾らかなりとも示す表現は10～12である。10は元初3年丙戌条に「初聽大臣二千石刺史行三年喪」、11は建光元年11月庚子朔条に「復斷大臣二千石以上服三年喪」とあるところに見える表現であるが、これらの如き記述は「大臣」がただ漠然と上層・有力官人を意味する語ではないことを示している。上級官人を漠然と意味するものであるならば、三年喪を聴したり、断じたりする範囲が不明確となるからである。これらの表現では、2の場合と同様に、「大臣」は「二千石」と異なる内容を示すとみるべきであろう。しかし、ここに見える「二千石」は2とはその示す内容を異にしているようである。この「二千石」には、その表現からして、太守が含まれているともみられるが、「二千石」を含む表現には、「三公・特進・侯・中二千石・二千石・郡守・諸侯相<sup>(5)</sup>」「三公・特進・列侯・中二千石・二千石・郡守<sup>(6)</sup>」「公・卿・特進・侯・中二千石・郡国守相<sup>(7)</sup>」等があり、郡守＝郡太守は二千石とは一応分離されている。それはともかくとして、これらの表現においては「中二千石」と「二千石」とは明確に区別されているのであり、その他のところでも「中二千石」と「二千石」とは一括されて表現されてはいない<sup>(8)</sup>

のである。従って、10・11の「二千石」も同様に「中二千石」とは異なる内容を表しているとするのであり得るのではないかと思う。しからば、「大臣」は秩中二千石以上の官人を意味する語と考えられるであろう<sup>(9)</sup>。

王莽による改革で、中二千石は卿、二千石は上大夫、比二千石は中大夫、千石は下大夫等と称されることになった<sup>(10)</sup>が、後漢では、執金吾等に見られるように、秩中二千石の官人が全て卿とされたわけではない。九卿は全て中二千石であるが、九卿以外にも中二千石の官人が存在した。「大臣」で表現される官人が中二千石以上の者であることと、12の表現とは矛盾するものではない。

『三国志』以後では、「公卿大臣」の如き表現が殆どであり、「大臣」なる語が示す内容を明らかにし得るものは殆ど知られない。僅かに26・39・41・48・58で大将・重将との関係、30・35で諸侯・王との関係が、それぞれ覗かれるに過ぎない。北周の「重将」が如何なる將軍を指しているのかは明らかでないが、晋の大將軍は第二品以上<sup>(11)</sup>、隋の大將軍は正三品以上<sup>(12)</sup>である。宋における王の官品の規定は伝えられていないが、県侯は第四品、亭侯は第五品であり<sup>(13)</sup>、北魏では開国県侯は第二品、散侯は従第二品である<sup>(14)</sup>。

中国の「大臣」を考えるための直接的な史料は、筆者が得た限りにおいては、以上に留まる。膨大な正史が存在する割には、「大臣」を検討するための史料は極めて乏しいのである。上述のところでは、前漢と後漢の時代の「大臣」について垣間見たに過ぎず、三国時代以降の「大臣」については全く明らかにし得ていない。しかし、手がかりが全くないというわけでもない。『新唐書』に至るまでしばしば「公卿大臣」という表現が現れていることが何がしかの手がかりになるのではないかと思われる。

三公は前漢の段階で既に名譽職的なものに化していたが、九卿は国家機構の中枢にあった。時代が下るにしたがって、少府から分立した尚書等によって次第に権力の中枢が担われることになるが、それでも三卿・九卿等として、隋・唐にまで九卿は影響を及ぼしており、三公も存続している。このことは「公卿大臣」という表現が、慣習的に用いられていたにせよ、実体を伴わないというようなものではなかったことを示している。実態が存在したからこそ、「公卿大臣」なる表現が用いられたと考えるべきであろう。しからば、前漢・後漢の「大臣」は九卿に任じられる階層以上の官人に対する身分的呼称とみられるが、後世にも同様の表現が伝わり、九卿の品階以上の官に任じられている者が言わば慣例的に「大臣」と称されていたのではないかという推測も可能になる。

そこで、次に前漢・後漢の秩比二千石以上の官職の品階の変遷を見ることにしよう。

## II 二千石官の品階の変遷

前漢・後漢の比二千石以上の官職の品階の変遷を唐代まで追ってみると別記の〔表1〕のようになる。

この表に明らかなように、三公は一品官、九卿は三品官に移行しているが、後代とのつながりが不明の官を除けば、中二千石官は全て三品官に移行している。宮崎市定氏は後漢の俸秩と魏の官品とを比較され、三公が一品、大將軍が二品、九卿が三品、州牧が四品（州領兵刺史）、郡太守が五品、京兆大県令が六品（諸県・県令秩千石者）にそれぞれ移っていること等から、従来の二千石以上の公卿大夫は一〜五品に分けられ、千石以下六百石以上は六・七品、四百石以下二百石以上は八・九品に当たるとされた<sup>(15)</sup>。目安としてはそれで良いのかも知れないが、〔表1〕と千石官・比千石官の品階の推移を示した〔表2〕とを勘案すると、必ずしも宮崎氏の説かれるようには言えないところがある。

二千石官では、後に卿となる将作大匠・大長秋と太子少傅・太子詹事・司隸校尉が三品、州牧が四品、郡太守は五品となり、比二千石官では光祿大夫・侍中・中常侍が三品、射声校尉・護烏桓校尉・護羌校尉が四品、虎賁中郎將が五品、奉車都尉が六品にそれぞれ移り、千石官では尚書令が三品、御史中丞が四品、太子三卿が五品、「万户以上県令（大県令）」が六品、比千石の謁者僕射は五品となっている。後漢の中二千石以上の官と魏の三品以上の官は、公は一品、比公者は二品、中二千石は三品というように、そのまま移動するとみることは可能であるが、二千石以下の官については、宮崎説のように断定し得ないであろう。しかし、両者には何等かの対応関係があったことは考えられるところである。

〔表3〕は六百石以下の官と魏の官品との対応関係をまとめたものであるが、二百石以上が九品以上に相当することはまず認められる。また、三百石〜二百石が九品に相当していることも、比三百石の中黄門が七品になっているという例外はあるが、承認し得るであろう。

問題は二千石〜比四百石の官についてである。前述のように、二千石官は三〜五品、比二千石官・千石官・比千石官は三〜六品に移っている。六百石官と比六百石官とは、尚書僕射・尚書が三品になっていることを例外とすれば、六・七品になっており、四百石官・比四百石官は五〜八品となっている。六百石以下の官職はほぼ六品から八品までの間に配置されたと言い得る。

四百石官・比四百石官で六品となっているのは尚書左丞・右丞・侍郎であるが、千石官の尚書令が三品、六百石官の尚書僕射と尚書も三品となっていることと同様に、俸秩からすれば破格の品階に移っているため、これら尚書関係官職の品階は例外的なものとし得るであろう。

また、太子庶子・衛率も、六百石の中庶子とともに、例外的な官となし得るのではなかろうか。しからば、四百石官・比四百石官は原則として七・八品に配置されたとみられる。更に言えば、八品に移った官の方が七品とされたものよりも多いことから、四百石官・比四百石官は八品に位置付けられるのが基本であったように思われる。

六百石官は七品に配置された官の方が六品に移ったものよりも多い。九卿に統轄される諸令は晋でも存在しているので、魏でも置かれていたと考えられるが、それらは晋で七品であることからして、魏でも同様であったと想定される。この諸令を加えれば、六百石官は大多数七品官に移ったことになる。比六百石官も、太子洗馬が七品になっていることから、六百石官に準じたと考えて良いであろう。従って、六百石官・比六百石官は、原則として、七品に位置付けられたと考えられる。

二千石官は、地方官は四・五品となっているが、中央官が三品に位置付けられているので、原則として、三品に移ったとなし得るであろう。比二千石官では、顧問應對を掌る光祿大夫と天子の左右に侍す侍中・中常侍が三品、雒陽城門十二箇所を掌る城門校尉と宿衛兵を掌る屯騎・歩兵・越騎・長水・射声の五營校尉が四品、殿門の宿衛を掌る左・右・虎賁中郎將が五品、天子の乗車・駟馬を管掌する奉車・駟馬都尉が六品となっているが、これは役職の重要性によって分類・再編されたものであろう。千石官・比千石官も役職の重要性から三〜六品に分けて配置されたと考えられる。

しからば、六百石〜比二百石の官職については宮崎説は有効であるが、二千石〜比千石の官については修正を迫られることになる。二千石官は三〜五品に区別されたが、その中心は三品にあり、比二千石〜比千石の官は三〜六品に再編されたとすべきであろう。全体として、中二千石以上は不動、二千石以下は再編という傾向があったことを指摘することができる。

〔表4〕は魏から唐に至る三品以上の官の品階の変遷をまとめたものである。三品以上の品階の中での上がり下がりが幾つか見られるものの、四品以下から三品以上に上がるのは御史中丞と国子祭酒のみ、逆に三品以上から四品以下に下がるのは開府儀同三司・秘書監・大長秋・中常侍だけである。御史中丞が唐で正五品上に降下したのは、御史台の長官として御史大夫が設置（復置）され、中丞が次官となったことによる。開府儀同三司は隋では上開府儀三司が分立しており、秘書監は陳だけの特例であり、大長秋と中常侍は隋代には消滅していた。総じて三品以上は安定し<sup>(16)</sup>、「公卿」と称されるように、四品以下の官に叙された官人との間に断層があったと言える。梁の段階で三品以上、五品以上で礼数に差が設けられたという指摘<sup>(17)</sup>も、上述の状態を示すものであろう。

以上のように、後漢の中二千石官は魏で三品官となり、魏以後唐に至るまで、三品以上の官職には殆ど出入りが見られず、安定していると言い得る。前節で指摘したように、後漢では中二千石以上の官人が「大臣」と称される者であったと考えられるのであるが、品階の変遷を勘案するならば、魏以後では「大臣」は三品以上の官職に任じられていた官人、あるいは三品官以上の身分の者を意味する語であったと考えられるのではないかと思う。

### Ⅲ 「大臣」の実例

前節において、魏以降では「大臣」は三品以上の官にあった官人、ないし三品官以上の身分の者を意味するという想定に達した。本節ではこれを裏付けるために、「大臣」として現れている官人の実例を見ることにする。

『史記』～『新唐書』で、前漢～唐の「大臣」として現れている者は次の通りである。出典は「大臣」と記されている条であり、官名や秩階・品階は「大臣」として現れている段階でのものであるが、「出典」以外からも調べている。北魏～東・西魏の「大臣」については二種の品階を記したが、一つは太和17(493)年に発布されたもの、いま一つは同23(499)年発布のものである。「→」は太和23年以前の段階で「大臣」として現れている者、「←」は23年以後に「大臣」と記されている者であり、いずれも矢印の基点が17年品階である。

#### <前漢>

周勃	太尉絳武侯	
		(『史記』呂太后本紀、『漢書』高后紀)
灌嬰	穎陰〔懿〕侯	(『史記』呂太后本紀)
張湯	御史大夫	(『史記』張湯伝)
陳平	丞相	(『漢書』高后紀)
楊惲	光祿勳(中二千石) 平通侯	(『漢書』元帝紀)
蓋寬饒	司隸校尉(二千石)	(『漢書』宣帝紀)
上官桀	左將軍安陽侯	(『漢書』天文志)
上官安	票騎將軍桑樂侯	(『漢書』天文志)
霍光	大司馬大將軍博陸侯	(『漢書』天文志)
淳于長	侍中衛尉(中二千石) 定陵侯	(『漢書』天文志)
孔光	丞相	(『漢書』五行志)
師丹	大司空	(『漢書』五行志)
王音	大司馬車騎將軍	(『漢書』五行志)
劉向	光祿大夫(比二千石)	(『漢書』五行志)
薰賢	侍中駙馬都尉(比二千石)	
	→ 高安侯大司馬衛將軍	(『漢書』五行志)
劉章	朱虛侯	(『漢書』楚元王伝)
蕭望之	御史大夫	(『漢書』蕭望之伝)
?	大鴻臚(中二千石)	(『漢書』楚元王伝)

#### <後漢>

伏恭	司空	(『後漢書』牟融伝)
范遷	公輔	(『後漢書』郭丹伝)
鄭弘	太尉	(『後漢書』鄭弘伝)
梁商	執金吾(中二千石) 大將軍	(『後漢書』梁商伝・天文志)
馮緄	太常(卿, 中二千石)	(『後漢書』馮緄伝)
楊震	太尉	(『後漢書』楊震伝)
袁紹	車騎將軍・司隸校尉(比二千石)	(『後漢書』公孫瓚伝)
李杜	公(「李杜二公」とある)	(『後漢書』李固伝)
<魏>		
曹洪	驃騎將軍(二品)	(『晋書』『宋書』天文志)
夏侯尚	征南大將軍(二品)	(『晋書』『宋書』天文志)
薰昭	司徒(一品)	(『晋書』『宋書』天文志)
滿寵	太尉(一品)	(『晋書』『宋書』天文志)
王淩	太尉(一品)	(『晋書』『宋書』天文志)
〔曹〕彪	楚王	(『晋書』『宋書』天文志)
諸葛誕	鎮東大將軍(二品)・儀司三司・都督揚州高平侯	(『晋書』『宋書』天文志)
孫綝	大將軍(一品) 永寧侯(三品)	(『晋書』『宋書』天文志)
鍾會	司隸校尉(三品) 東武亭侯(五品)	(『晋書』『宋書』天文志)
鄧艾	征西將軍(三品) 鄧侯(三品)	(『晋書』『宋書』天文志)
公孫淵	大司馬樂浪公(一品)	(『宋書』天文志)
李豐	中書令(三品)	(『宋書』天文志)
王經	尚書(三品)	(『宋書』天文志)
毋丘儉	鎮東將軍(三品) 都督揚州	(『新唐書』韓休伝)
文欽	揚州刺史(四品) 前將軍	(『新唐書』韓休伝)
?	衛獻公(一品)	(『三国志』魏書程曉伝)
<晋>		
桓温	南郡公太尉(一品)	(『晋書』天文志)
司馬瓘	齊王	(『晋書』天文志)
王導	丞相司徒(一品)	(『晋書』天文志)
郗鑒	太尉(一品)	(『晋書』天文志)
蔡謨	司徒(一品)	(『晋書』天文志)
桓玄	丞相(一品) 侍中(三品) 録尚書事	(『晋書』天文志)
魏詠之	荊州刺史(四品) 持節都督六州(二品)	
	領南蛮校尉(四品)	(『晋書』天文志)
司馬榮期	益州刺史(四品)	(『晋書』天文志)
王謐	司徒(一品) 揚州刺史(四品)	(『晋書』天文志)
司馬遵	太保(一品) 武陵王	(『晋書』天文志)
孔安国	左僕射(三品)	(『晋書』天文志)
王渾	司徒(一品)	(『晋書』劉暉伝)
李含	秦國郎中令始平中正	(『晋書』李含伝)

周顥	尚書左僕射・吏部尚書 (三品) (『晋書』劉隗伝・周顥伝)	通直散騎常侍 (四品) 仁武將軍 (『隋書』天文志) <北魏~東・西魏>
王敦	益陽侯 (二品) 光祿勳都督安南將軍 (三品) 湘州刺史 (四品) 假節 (『晋書』王敦伝)	劉芳 太常卿 (三卿, 從一品→第三品) (『魏書』庾平王伝) 元順 尚書僕射 (從一品中→從二品) (『魏書』長孫道生伝)
梅陶	尚書 (三品) (『晋書』鍾雅伝)	高允 兼太常 (從一品下→三品) →中書監 (從一品中→從二品) 散騎常侍 (二品下→從三品) (『魏書』高允伝)
褚粲	左衛將軍 (四品) (『宋書』武帝紀)	裴植 金紫光祿大夫 (從一品下→從二品) 尚書 (從一品下→二品あるいは從二品) 崇義県開國侯 (→二品) (『魏書』裴叔業伝)
司馬秀	游擊將軍 (四品) 章武王 (『宋書』武帝紀)	壽 征北將軍 (一品下→二品) 城陽王 (→一品) (『魏書』天象志1)
庾爰之	荊州刺史 (四品) 輔國將軍 (三品) (『宋書』天文志)	目辰 雍州刺史 (→三品) 宜都王 (→一品) (『魏書』天象志1・2)
謝尚	都督江西南諸軍事前將軍 (三品) 予州刺史 (四品) 給事中 (五品) 僕射 (三品) (『宋書』天文志)	憚 大傅 (一品←一品上) 領太尉 (一品←一品中) 清河王 (一品←) (『魏書』天象志1)
呂護	冀州刺史 (四品) 前將軍 (三品) (『宋書』天文志)	高敖曹 司徒公 (一品←一品中) [東魏] (『魏書』天象志1)
王愉	江州刺史 (四品) 都督予州四郡・輔國將軍 (三品) 假節・尚書左僕射 (『宋書』天文志)	穆宗 太尉 (一品中→一品) (『魏書』天象志2)
殷仲堪	都督荊益寧三州軍事・振武將軍 (四品) 荊州刺史 (四品) 假節 (『宋書』天文志)	曜 河南王 (→一品) (『魏書』天象志2)
司馬尚之	譙王 (『宋書』天文志)	閻 侍中 (二品上→三品) 征東大將軍 (一品下→二品) 河東王 (→一品) (『魏書』天象志2)
汴承之	光祿勳 (三品) (『宋書』天文志) 『晋書』は当時秘書監 (三品) とする	萬安國 大司馬 (一品上→一品) 大將軍 (一品上→一品) 安成王 (→一品) (『魏書』天象志2)
徐羨之	司空 (一品) 録尚書事・揚州刺史 (四品) (『宋書』天文志)	李惠 南都王 (→一品) (『魏書』天象志2)
<宋>		長樂 定州刺史 (→三品) 安樂王 (→一品) (『魏書』天象志2)
傅亮	尚書僕射 (三品) → 中書監 (三品) (『宋書』天文志)	韓頽 襄城王 (→一品) (『魏書』天象志2)
謝晦	衛將軍 (二品) 散騎常侍 (三品) 建平郡公 (『宋書』天文志)	李鍾葵 頓丘王 (→一品) (『魏書』天象志2)
義李誕	征北大將軍 (二品) 衡陽王 (『宋書』天文志) 南兖州刺史 (四品) 竟陵王 (『宋書』天文志)	尉无 三老山陽郡開國公 (→一品) (『魏書』天象志2)
休茂	雍州刺史 (四品) 海陵王 (『宋書』天文志)	劉昶 大將軍 (一品上→一品) 宋王 (→一品) (『魏書』天象志2)
子尚	司徒 (一品) 予章王 (『宋書』天文志)	嘉詮 広陽王 (一品←) (『魏書』天象志2) 尚書左僕射 (二品←一品中) 安樂王 (一品←) (『魏書』天象志2)
殷孝祖	大將 (二品以上) (『宋書』天文志)	懷 太保 (一品←一品上) 領司徒 (一品←一品中) 広平王 (一品←) (『魏書』天象志2)
王景文	揚州刺史 (四品) 常侍・中書監 (三品) (『宋書』天文志)	安原 左僕射 (一品中→二品) 河間公 (→一品) 侍中 (二品上→三品) 征南大將軍 (一品下→二品) (『魏書』天象志3)
義康	大將軍 (二品以上) (『魏書』天象志)	纂 征東大將軍 (一品下→二品) 中山王 (→一品) (『魏書』天象志3)
殷景仁	尚書僕射 (三品) 護軍・中書令 (三品) (『魏書』天象志)	長孫嵩 太尉 (一品中→一品) 北平王 (→一品) 司徒 (一品中→一品) (『魏書』天象志3・『北史』魏本紀)
崔?	司徒 (一品) (『南齊書』魏虜伝)	叔孫建 鎮南大將軍 (從一品上→二品) 丹陽王 (→一品) (『魏書』天象志3)
?	長沙王 (『宋書』天文志)	洛侯 広平王 (→一品) (『魏書』天象志3)
?	新安王 (『宋書』天文志)	尹國 右軍將軍 (從三品上→從四品上) 濟陰公 (→一品) (『魏書』天象志3)
<南齊>		
遥光	始安王 (『南史』臨汝侯担之伝)	
<梁>		
蕭穎達	唐県開國侯 (『梁書』蕭穎達伝)	
韋叡	散騎常侍 (十二班) 護軍將軍 (十五班) (『梁書』韋叡伝)	
<陳>		
侯安都	司空 (一品) (『隋書』天文志)	
華皎	使持節都督湘巴等四州諸軍事湘州刺史 (二品)	

崔光	中書監(從二品←從一品中) 侍中(三品←二品上) 〔北史〕崔光伝	史万歳	柱国(正二品) 太平県公(從一品) 上開府儀同 (從三品) 左領將軍 〔隋書〕史万歳伝
<北齊>		屈突通	驍衛大將軍(正三品) 〔隋書〕堯君素伝
高元海	侍中(三品) 開府儀同三司(從一品) 太子詹事(三品) 〔北齊書〕祖斑伝	虞慶則	大將軍(正三品) 内史監(正三品) 吏部尚書 (正三品) 京兆尹(正三品) 彭城郡公(從一品) →尚書右僕射(從二品) 〔隋書〕突厥伝
斛律孝卿	侍中(三品) 開府儀同三司(從一品) 義寧王(一品) 〔北史〕祖斑伝	張彫武	涇州刺史(正三品) 散騎常侍(從三品) → 監国史・侍中(正三品) 開府 〔北史〕張彫武伝
張雕	侍中(三品) 開府 〔北齊書〕張雕伝	<唐>	
彭樂	太尉(三公 一品) 〔隋書〕天文志下	李嶠	特進(正二品) 守兵部尚書(正三品) 同中書門下 三品・趙国公(從一品) 〔旧唐書〕礼儀志一, 『新唐書』祝欽明伝
楊愔	尚書令(二品) 特進(二品) 驃騎大將軍(從一品) 開封王(一品) 〔隋書〕天文志下	裴	冀国公(從一品) 御史大夫(從三品) 成都尹 (從三品) 創南西川節度使 〔旧唐書〕礼儀志4)
燕子献	右僕射(從二品) 開府・侍中(三品) 〔隋書〕天文志下	陳希烈	兵部尚書(正三品) 左相(=侍中 正三品) 潁川郡開国公(正二品) 〔旧唐書〕刑法志, 『新唐書』刑法志等
可朱渾天和	鎮東大將軍(二品) 開府・博陵公(二品) 〔隋書〕天文志下	高士廉	開府儀同三司(從一品) 依旧平章事・申国公 (從一品) 〔旧唐書〕漢王元昌伝
宋欽道	侍中(三品) 秘書監(三品) 〔隋書〕天文志下	李世勣	太子詹事(正三品) 兼左衛率・特進(正二品) 同中書門下三品・英国公(從一品) 〔旧唐書〕漢王元昌伝
高焄彦	冀州刺史平秦王(一品) 大傅(一品) 領司徒(一品) 〔隋書〕天文志下	劉洎	侍中(正三品) 左庶子(正四品上) 檢校民部尚書 (正三品) 〔旧唐書〕樂彦璋伝
紹徳	太原王(一品) 開府儀同三司(從一品) 〔隋書〕天文志下	王及善	春官尚書・秦州都督(正三品) → 益州大都督府 長史(從一品) → 光祿大夫(從二品) → 滑州刺史(從三品) 〔旧唐書〕王及善伝
和士開	録尚書淮南王(一品) 〔隋書〕天文志下	宗楚客	中書令(正三品) 同中書門下三品 〔旧唐書〕宗楚客伝, 『新唐書』王無競伝
庫狄伏連	領軍大將軍(二品) 宜都郡王(一品) 〔隋書〕天文志下	紀処納	侍中(正三品) 〔旧唐書〕宗楚客伝
王子宜	治書侍御史(從五品) 〔隋書〕天文志下	崔祐甫	門下侍郎(正四品上) 平章事 …→中書侍郎 (正四品上) 修国史・平章事 〔旧唐書〕崔祐甫伝, 『新唐書』崔祐甫伝
馮子琮	右僕射(從二品) 〔隋書〕天文志下	韋倫	太常卿(正三品) 兼御史大夫(從三品) 銀青光祿大 夫(從三品) 〔旧唐書〕開播伝, 『新唐書』張嘉貞伝
慕容儼	琅邪王(一品) 〔隋書〕天文志下	李晟	太尉(正一品) 中書令(正三品) 西平郡王(從一品) 〔旧唐書〕李晟伝, 『新唐書』昭德皇后伝
斛律明月	右丞相咸陽王(一品) 〔隋書〕天文志下	寶參	中書侍郎(正四品上) 同平章事 〔旧唐書〕寶參伝
長恭	蘭陵王(一品) 〔隋書〕天文志下	賈耽	右僕射(從二品) 同中書門下平章事 〔旧唐書〕韓金義伝
崔季舒	侍中(三品) 開府・左光祿大夫(二品) 特進(二品) 〔隋書〕天文志下	鄭肅	礼部尚書(正三品) 河中尹(從三品) 河中節度・ 晉絳監察等使 → 太常卿(正三品) 〔旧唐書〕鄭肅伝, 『新唐書』鄭肅伝
<北周>		蕭遵	尚書右僕射(從二品) → 楚国公 〔旧唐書〕蕭遵伝
李植	司会(正五命) 〔隋書〕天文志下	渾	侍中(正三品) 檢校尚書左僕射(從二品) 同中書門 下平章事 → 檢校司空(正一品)
孫恒	軍司馬(正五命) 〔隋書〕天文志下	蘇威	光祿大夫(正三品) 開府儀同三司(正四品上)
乙弗鳳	宮伯(正五命) 〔隋書〕天文志下		
宇文貴	太保(正九命) 〔隋書〕天文志下		
宇文護	太師(正九命) 大冢宰(正七命) 晋国公(正九命) 〔隋書〕天文志下		
楊堅	隋国公(正九命) 右三軍總管 〔隋書〕天文志下		
王軌	柱国(正九命) 郟公(正九命) 〔隋書〕天文志下		
<隋>			
劉昉	上大將軍(從二品) 黄国公(從一品) 〔隋書〕天文志下		
楊素	右僕射(從二品) 上柱国(從一品) 越国公(從一品) 〔隋書〕天文志下		
李渾	郟国公(從一品) 右驍衛大將軍(正三品) 〔隋書〕李渾伝		



		(『新唐書』昭徳皇后伝)
封徳彝	中書令(正三品) → 尚書右僕射(従二品)	
		(『新唐書』膠東郡王道彦伝)
崔敦礼	兵部尚書(正三品) → 侍中(正三品)	
		(『新唐書』荆王元景伝)
侯君集	潞国公(従一品) 吏部尚書(正三品)	
		(『新唐書』侯君集伝)
李靖	僕射(従二品)	(『新唐書』魏徵伝)
王珪	侍中(正三品)	(『新唐書』魏徵伝等)
房玄齡	尚書右僕射(従二品)	(『新唐書』権万紀伝)
蕭瑀	尚書左僕射(従二品)	(『新唐書』長孫无忌伝)
長孫无忌	齐国公(従一品) 尚書右僕射(従二品)	
		(『新唐書』長孫无忌伝)
楊再思	鸞台侍郎(正四品上) 同鳳閣鸞台平章事	
		(『新唐書』王無競伝)
王及善	秦州都督・益州長史・光祿大夫(従二品)	
		(『新唐書』王及善伝)
劉幽求	尚書左丞相(従二品) 兼黄門監(『新唐書』劉幽及伝)	
韋巨源	侍中(正三品) 舒国公(従一品)	
		(『新唐書』韋巨源伝)
蘇瓌	侍中(正三品) 戸部尚書(正三品)	
		(『新唐書』蘇瓌伝)
馬燧	檢校兵部尚書(正三品) 幽国公(従一品)	
		(『新唐書』張嘉貞伝)
白志貞	司農卿(従三品)	(『新唐書』張嘉貞伝)
裴遵慶	黄門侍郎(正四品上) 同中書門下平章事	
		(『新唐書』裴遵慶伝)
令狐綯	御史中丞(正五品上) → 兵部侍郎(正四品上) → 同中書門下平章事 → 国公	(『新唐書』令狐綯伝)
李德裕	兵部尚書(正三品) 中書門下平章事	
		(『新唐書』李德裕伝)
李珣	吏部尚書(正三品) 檢校尚書左僕射(従二品) 淮南節度使	(『新唐書』李珣伝)
李林甫	礼部尚書(正三品) 同中書門下三品 → 兵部尚書(正三品) 同中書門下三品 晋国公(従一品)	
		(『新唐書』李林甫伝)
牛仙客	幽国公(従一品)	(『新唐書』李林甫伝)

前漢では、丞相・太尉・御史大夫(大司空)の三大官は秩差に基づく十六階の中には入らない官である<sup>(18)</sup>。諸將軍や諸侯王・諸列侯も同様である。これらの諸將軍は軍官の最上層に位置するものであり、後漢では公に比される重要な官職である<sup>(19)</sup>。従って、前漢段階の大臣の実例は秩比二千石以上の官人ということになる。

後漢では、司徒・太尉は公、大將軍・車騎將軍は「比公者」であり<sup>(20)</sup>、「公輔」は「三公四輔」の略称・略記であるから、大臣の実例は全て公卿である。

魏の官品は『通典』巻36職官18に見えるだけであるが、大臣として現れている者は殆ど第三品以上の官にある官人である。例外的存在は文欽であるが、文欽が任じられた前將軍は、『通典』に記される魏の官品には見えないが、晋では第三品官である<sup>(21)</sup>から、魏の場合も同様であったと思われるのであり、これも三品官以上ということになる。前掲の他に尚書僕射の毛玠も大臣の例に挙げることができるかも知れない<sup>(22)</sup>が、僕射は第三品であるので、結果は同じである。

晋の官品を伝えるのは、魏の場合と同様、『通典』だけである<sup>(23)</sup>が、これには北魏以降のように諸王の品階は記されていない。諸王は品階の中に組み入れられておらず、それを超越するものであったのであろう。大臣として現れる者は殆どが第三品以上の官にある官人もしくはそれ以上の身分の者であるが、司馬榮期・殷仲堪・褚粲が例外の如くである。司馬榮期は『晋書』安帝紀義熙2年正月条・天文志下と『宋書』天文志3とに見えるだけであり、いずれも益州刺史として現れている<sup>(24)</sup>。従って、榮期が他官を兼任していたことや、他官に遷任されたという確証はない。しかし、その反面、三品官以上に叙されていなかったと断定することもできないのである。晋の王室と同じ司馬姓であることからすれば、三品官以上に任官されていたか否かは不明であるとしても、王号を有していた可能性も考えられるであろう。殷仲堪は都督号を有しているが、『通典』巻32職官14州牧刺史条によれば、「凡單車刺史加督進一品、都督進二品、不論持節・假節。」とあるので、これに従えば、三品以上であったことは明らかである。褚粲は『晋書』では巻45王湛伝に御史中丞として現れているだけである。『宋書』の当該部分には、「光祿勳下承之・左衛將軍褚粲・游擊將軍司馬秀役使官人、為御史中丞王禎之所糾察。……高祖与大將軍牋、白、粲等備位大臣、所懷必尽。……」とあり、光祿勳下承之・章武王司馬秀と並べられ、高祖と大將軍牋の言で粲が代表者として挙げられている。粲の伝はこれら以外に見当たらないが、『宋書』の記述からして、粲は承之・秀と比肩する地位にあったと考えられる。

宋の大臣は全て第三品官以上の官人である。

南齊の官品について伝えるものはないが、宋の制を踏襲したのであれば、諸王は官品の秩序の中には含まれていなかったことになる。

梁の大臣蕭穎達の「開国県侯」は、『隋書』巻26職官志上と『通典』巻37職官19とに載せられている十八班官制の中には見えないが、『通典』職官19の末尾に「九品之制不廢」とあるので、宋の制に従えば第三品となる。南朝の官品制の影響を受けた北魏<sup>(25)</sup>では第二品である。十二班は正四品、十五班は従二品に当たる<sup>(26)</sup>。陳の二人の大臣は三品官以上である。

〔表 1〕 秩比二千石以上の官職の品階の変遷

官名	前漢	後漢	魏	晋	宋	梁	陳	隋	唐
					北魏	北齊	北周		
太宰			一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
大師					正一品	正一品	正九命		
太傅			一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
					正一品	正一品	正九命		
太保			一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
					正一品	正一品	正九命		
太尉			一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
					正一品	正一品			
司徒			一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
					正一品	正一品			
司空			一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
					正一品	正一品			
丞相			一品 大丞相	一品		十八班	一品 相国も		
御史大夫								従三品	従三品
太常〔卿〕	中二千石	中二千石	三品	三品	三品	十四班	三品	正三品	正三品
					正三品	正三品			
光祿勳〔卿〕	中二千石	中二千石	三品	三品	三品	十一班	三品	正三品	従三品
					正三品	正三品			
衛尉〔卿〕	中二千石	中二千石	三品	三品	三品	十二班	三品	正三品	従三品
					正三品	正三品			
太僕〔卿〕	中二千石	中二千石	三品	三品	三品	十班	三品	正三品	従三品
廷尉〔卿〕	中二千石	中二千石	三品	三品	三品	十一班	三品	正三品	従三品
大理卿					正三品	正三品			
大鴻臚	中二千石	中二千石	三品	三品	三品	九班	三品	正三品	従三品
鴻臚卿					正三品	正三品			
宗正〔卿〕	中二千石	中二千石	三品	三品	三品	十三班	三品	正三品	正三品
					正三品	正三品			
大司農	中二千石	中二千石	三品	三品	三品	十一班	三品	正三品	従三品
司農卿					正三品	正三品			
少府〔卿〕	中二千石	中二千石	三品	三品	三品	十一班	三品		従三品
									少府監
将作大匠	二千石	二千石	三品	三品	三品	十班	三品	従三品	従三品
大匠卿					従三品	従三品			
執金吾	中二千石	中二千石							
太子太傅	二千石	中二千石			三品	十六班	二品		
太子少傅	二千石	中二千石			三品	十五班	二品		
太子保・傅			三品	三品					
太子三師								正二品	従一品
					正二品	正二品			

北魏～東・西魏の大臣は、太和22（498）年以前に現れている者で、当時の官職名が知られる者は殆ど第二品中以上で、太和二三年品階で見ても第三品以上となっている。例外は済陰公尹国だけであるが、23年品階では右軍將軍は従四品上となっているが、公爵は第一品である。官職が不明の者は全て王・開国郡公であり、23年品階では第一品に位置付けられている。一方、太和23年以後に大臣として現れる者は全て従第二品以上である。太和17年官品制と23年官品制とは、表面上の品階の高低はあるが、実質はそれほど異なるものではないとされている<sup>(27)</sup>。それはともかく、『魏書』『北史』の編者がいずれの官品制を基準として考えたにせよ、大臣として現れる者が三品官以上であることは明瞭である。

北齊も北魏～東・西魏の場合と同様、第三品官以上が殆どである。例外は王子宜のみであるが、『隋書』の当該部分には、

占曰、兵喪並起、国大乱易政、大臣誅。其後、太上皇崩。至武平二年七月、領軍庫狄伏連・治書侍御史王子宜、受琅邪王儼旨、矯詔誅録尚書・淮南王和士開於南台。伏連等即日誅、右僕射馮子琮賜死。

とある。ここに見える「大臣」は誅された者であることから、和士開・庫狄伏連とともに王子宜も挙げたが、子宜は兵乱に関わったことで名が記されたのであり、「大臣」が子宜をも含むとは必ずしも言えないと思われる。

北周の大臣の中で李植・孫恒・乙弗鳳は正五命（正五品相当）官についており、例外のようにも見える。『隋書』の当該条は次の通りである。

周閔帝元年五月癸卯、太白犯軒轅。占曰、太白行軒轅中、大臣出令。又曰、皇后失勢。辛亥、……占曰、其国乱。又曰、大旱。其年九月、冢宰護逼帝於遜位、幽於旧邸、月余殺崩。司会李植・軍司馬孫恒及官伯乙弗鳳等被誅害。其大臣出令、大臣死、旱之応也。

傍線を引いているように、前半の「大臣出令」「皇后失勢」「其国乱」「大旱」が後半では「大臣出令、大臣死、旱」となっており、「大臣死」の占が前半に見えないように、この記述に若干の混乱が見られるのであるが、それはともかくとしても、「大臣死」の「大臣」が李植等を指していることは動かすことができない。李植と孫恒は、『周書』巻3孝閔帝紀元年9月条では、殺された段階でそれぞれ梁州刺史・潼州刺史であったとされている。『通典』巻39職官21によれば、北周では「刺史万户以上者」は正七命（正三品相当）であったが、『隋書』巻29地理志上には、梁州は戸一万一千九百一十、潼州は戸三万六千九百六十三と記されている。『周書』に見える官を兼任していたとし、また『隋書』地理志上の戸数と北周段階のそれとがそれほど差がなかったとすれば、李植と孫恒は正七命官にあったということになる。乙弗鳳につ

いては他の官職名が伝えられていない。正五命官どまりであったとしても、李植・孫恒とともに内乱で殺されたことによって、『隋書』天文志にその名が記されているに過ぎないと考えることはできる。

隋の大臣は全て正三品官以上の官人である。

唐も正三品官以上の官人が殆どである。それ以外は「同中書門下平章事」「同中書門下三品」で、宰相に準ずる存在であり、身分としては三品官就任者と同格である。

以上、前漢～唐の大臣として正史に現れている官人について見てきたが、総じて三品官以上の官職に叙されている者、ないしそれ以上の身分の者であり、前節までの推定と矛盾するものではなさそうである。

## むすび

以上、「大臣」を含む表現、上級官の秩階・品階の変遷、「大臣」として正史に現れている者の官職の秩階・品階、という三つの視角から、中国の「大臣」について検討を加えた。「小臣」に対する「大臣」というような漠然とした表現もあるが、総じて従三品以上の官職に就任している官人、ないしそれに準ずる者に対する身分的呼称が「大臣」であったと考えられるのである。

朝鮮三国と倭国の位階は、中国の正四品以下に対応させて理解することができる。大臣蘇我馬子は冠位を超越する存在であり<sup>(28)</sup>、まさしく三品官以上の官職に就任している者を表す「大臣」に相当する。高句麗の大対盧は、官位制の枠内のものではあるが、全ての官人の上に立つ存在ということから、外見上は三品官以上のものである。大対盧は「大臣」とも表記可能であるから、倭国と高句麗とは中国の大臣に通ずる「大臣」を最高官としていたということになる。中国の「大臣」を基にして高句麗とわが国の最高官名ができたのではなかろうか。

冠位十二階が成立する推古朝においては、例えば、高句麗僧慧慈が、鹿戸皇子の師や、法興寺に住して三宝の棟梁となっているように、わが国と高句麗とは友好関係にあった。中国の大臣を基に既に成立していた高句麗の「大臣」を、わが国の最高執政官の名称として導入したのではないかと考えられるのである。但し、「大臣」なる語の導入前に「マカリタロ」「オホマヘツキミ」という朝鮮（高句麗）語・和語があったことは想定に難くない。

## <追記>

本稿は拙稿「日本古代の『大臣』についての一試考」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』17, 1983年）末尾での中国の「大臣」に関する指摘についての詳論である。

太子詹事	二千石		三品	三品	三品	十四班	三品		従三品
					正三品	正三品			
大長秋	二千石	二千石	三品	三品	三品	九班	五品		
					従三品	従三品			
司隸校尉	二千石	二千石	三品	三品					
城門校尉	二千石	比二千石	四品	四品					
					正四上	正四上			
中壘校尉	二千石		四品	四品					
魏以後將軍					従四上	従四上			
屯騎校尉	二千石	比二千石			四品				
					正五下	従四下			
歩兵校尉	二千石	比二千石			四品				
					正五下	従四下			
越騎校尉	二千石	比二千石			四品				
					正五下	従四下			
長水校尉	二千石	比二千石			四品				
					正五下	従四下			
胡騎校尉	二千石								
射声校尉	二千石	比二千石			四品				
					正五下	従四下			
虎賁校尉	二千石								
京兆尹	二千石								
州牧	二千石	二千石							
郡太守	二千石	二千石	五品	五品	五品		五品以下		
					正四下~	従三品~	七命~		
光祿大夫	比二千石	比二千石	三品	三品	三品	十三班	三品	正三品	正三品
					正三品	正三品	正七命		
虎賁中郎將	比二千石	比二千石	五品	五品	五品				
奉車都尉	比二千石	比二千石	六品	六品				従五上	従五下
					従五上	従五下	五命		
駙馬都尉	比二千石	比二千石	六品	六品				従五下	従五下
						従五下			
光祿騎都尉	比二千石	比二千石							
侍中		比二千石	三品	三品	三品	十二班	三品	正三品	正三品
					正三品	正三品		納言	
左・右中郎將		比二千石			五品	八班	五品		
					従四下	従四下	六命		
中常侍		比二千石	三品	三品					
					正四上	正四上			
護烏桓校尉		比二千石	四品	四品					
護羌校尉		比二千石	四品	四品					

〔表 2〕 秩千石・比千石の官職の品階の変遷

官名	前漢	後漢	魏	晋	宋	梁	陳	隋	唐
					北魏	北齊	北周		
御史中丞	千石	千石	四品	四品	四品 從三品	十一班 從三品	三品		正五上
九卿丞	千石	比千石		(六少卿)	正四上	正四上		正四上)	
万戸以上県令	千石	千石 大県令	六品	六品	六品 正六下 上県	正六下 上県	八品 五命 七千以上	從六上 上県令	從六上 上県令
太中大夫	比千石	千石			從三品	從三品	四品 七命		
尚書令		千石	三品	三品	三品 正二品	十六班 正二品	一品	正二品	正二品
太子家令	八百石	千石	五品	五品	五品 從四上	十班 從四上	四品	從四上	從四上
太子率更令		千石	五品	五品	五品 從四上	十班 從四上	四品	從四上	從四上
太子僕		千石	五品	五品	五品 從四上	十班 從四上	四品	從四上	從四上
謁者僕射	比千石	比千石	五品	五品	五品	六班			
太傅・太尉・ 司徒・司空長史		千石	六品 公府長史						

〔表 3〕 秩六百石以下の官と魏の官品との対応

後漢	魏	後漢	魏
六百石官		少府尚書左・右丞	尚書左・右丞 六品
度遼將軍長史	諸軍長史・司馬	少府尚書侍郎	尚書侍郎 六品
度遼將軍司馬	秩六百石者 七品	太子庶子	太子庶子 五品
太常高廟令	太廟令 七品	太子衛率	太子護率 五品
太常光武廟令		画室署長, 内署長, 大長秋中宮棗長, 皇太子封王国礼楽長, 衛士長, 医士長, 永巷長, 祠祀長	諸雜署長史 八品
光祿中散大夫	中散大夫 七品		
光祿諫大夫	諫議大夫 七品		
光祿議郎	議郎 七品		
衛尉公車司馬令	公車令 六品		
少府中黄門穴從僕射	黄門穴從僕射 六品	比四百石官	
少府尚書僕射	尚書僕射 三品	太尉東西曹掾	諸公府掾屬 七品
少府尚書	尚書 三品	皇子封王国謁者	諸国公謁者 七品
少府治書侍御史	治書侍御史 六品	三百石官	
少府侍御史	部曹侍御史 六品	宗正諸公主每主家丞	諸王太妃及公主家 僕・丞 七品
太子門大夫	太子侍講門大夫 六品	右扶風京兆每小県長	諸県長 九品
太子中庶子	太子中庶子 五品	比三百石官	
護烏桓校尉擁節長史, 護烏桓校尉擁節司馬, 護羌校尉擁節長史, 護羌校尉擁節司馬	護羌戎蛮夷越烏桓 校尉長史・司馬 七品	少府中黄門	中黄門 七品
比六百石官		二百石官	
太子洗馬	太子洗馬 七品	衛尉史, 太僕文学史, 少府令・史, 少府符節令・史, 廷尉史, 鴻臚史, 宗正史, 執金吾史	令・史 九品
四百石官			
少府黄門署長	小黄門諸署長 七品		

太常太史丞,  
太常中明堂及靈台丞,  
少府苑中丞,

右史南園丞,  
大司農直丞,  
大司農雒陽市丞

諸署丞 九品

[表 4] 三品以上の官職の品階の変遷

官名	魏	晋	宋	梁	陳	隋	唐
			北魏	北齊	北周		
太宰	一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
太師			正一品	正一品	正九命		
太傅	一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
			正一品	正一品	正九命		
太保	一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
			正一品	正一品	正九命		
太尉	一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
			正一品	正一品			
司徒	一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
			正一品	正一品			
司空	一品	一品	一品	十八班	一品	正一品	正一品
			正一品	正一品			
丞相	一品	一品		十八班	一品		
開府儀同三司	一品	一品	一品	十七班	一品	正四上*	從一品
			從一品	從一品	九命	(*上開府儀同は從三品)	
尚書令	三品	三品	三品	十六班	一品	正二品	正二品
			正二品	正二品			
太子傅 (太子太傅*)	三品	三品	三品*	十六班*	二品*	正二品*	從一品*
			正二品*	正二品*			
太子保 (太子少傅*・太保**)	三品	三品	三品*	十五班*	二品*	正二品**	從一品**
			正二品**	正二品**			
尚書左・右僕射	三品	三品	三品	十五班	二品	從二品	從二品
			從二品	從二品			
中書監	三品	三品	三品	十五班	二品	從二品	
			從二品	從二品		(後廢)	
光祿大夫	三品	三品	三品	十三班	三品	正三品	正三品
			正三品	正三品	正七命		
侍中 (納言*)	三品	三品	三品	十二班	三品	正三品*	正三品
			正三品	正三品	不明*		
散騎常侍	三品	三品	三品	十二班	三品	從三品	從三品
			從三品	從三品			後正二品
中常侍	三品	三品					
			正四上	正四上			
列曹尚書	三品	三品	三品	十三班	三品	正三品	正三品
			正三品	正三品			
中書令	三品	三品	三品	十三班	三品	正三品	正三品
			正三品	正三品			
秘書監	三品	三品	三品	十一班	四品	正三品	正三品
			正三品	正三品			
太常 (卿)	三品	三品	三品	十四班	三品	正三品	正三品
			正三品	正三品			
光祿勳 (卿)	三品	三品	三品	十一班	三品	正三品	從三品
			正三品	正三品			

衛尉〔卿〕	三品	三品	三品 正三品	十二班 正三品	三品	正三品	従三品
太僕〔卿〕	三品	三品	三品 正三品	十班 正三品	三品	正三品	従三品
廷尉〔卿〕	三品	三品	三品 正三品	十一班 正三品	三品	正三品	従三品
大鴻臚 (鴻臚卿)	三品	三品	三品 正三品	九班 正三品	三品	正三品	従三品
宗正〔卿〕	三品	三品	三品 正三品	十三班 正三品	三品	正三品	正三品
大司農 (司農卿)	三品	三品	三品 正三品	十一班 正三品	三品	正三品	正三品
少府〔卿〕	三品	三品	三品	十一班	三品		
司隸校尉	三品	三品					
大長秋	三品	三品	三品 従三品	九班 従三品	五品		
太子詹事	三品	三品	三品 正三品	十四班 正三品	三品		正三品
太后三卿	三品	三品	三品		三品		
国子祭酒	五品		従三品	十三班 従三品	三品	従三品	従三品
御史中丞	四品	四品	四品 従三品	十一班 従三品	三品	(大夫) 従三品	正五上 (大夫従三品)
将作大匠 (大匠卿)	三品	三品	三品 従三品	十班 従三品	三品	従三品	従三品 (将作監)

注

- (1) 岩橋小彌太「孝徳天皇紀の大臣及び内臣について」(『上代官職制度の研究』所収, 吉川弘文館, 1973年)。
- (2) 同様の表現は『後漢書』『梁書』『魏書』『北史』にも見える。
- (3) 同様の表現は『新唐書』にも見える。
- (4) 伊藤徳男「前漢の九卿について」(『東方学論集』1, 1954年)。
- (5) 『後漢書』卷五安帝紀永初五年閏月戊戌条詔中。
- (6) 『後漢書』卷五安帝紀永初元年四月丁酉条。
- (7) 『後漢書』卷五安帝紀建光元年四月己巳条。
- (8) 「二千石」を含む表現は注(5)(6)の他に, 卷5孝安帝紀延光元年八月己亥条・卷7孝桓帝紀建和2年正月庚午条・志第29輿服上・志第30輿服下に見え, 全て中二千石と併記されている。また, 卷62荀爽伝に「公卿及二千石」という表現が見えるが, これは「大臣二千石」なる表現と考え合わせるべきものであろう。
- (9) 狩野直禎「後漢末地方豪族の動向」(『中国中世史研究』所収, 東海大学出版会, 1970年)は「大臣の秩は真二千石」とするが, その根拠は明記されていない。
- (10) 『漢書』卷99中王莽伝中。
- (11) 『通典』卷37職官19。
- (12) 『隋書』卷28百官志下。
- (13) 『宋書』卷40百官志。
- (14) 『魏書』卷113官氏志。
- (15) 宮崎市定『九品官人法の研究』(同朋舎, 1956年)102~3頁。
- (16) 梁の班制の場合は例外的にかなり変動が見られるが, 品階制も並行して行われた。陳の官品制は梁のそれを継承しているので, 梁の品階では官の上がり下りはあまりなかったと考えられる。
- (17) 宮崎市定, 前掲注(15)著書, 366頁。
- (18) 『通典』卷36職官18。
- (19) 『後漢書』志第24百官1。
- (20) 『後漢書』志第24百官1。
- (21) 『通典』卷37職官19。
- (22) 『三国志』卷23魏書和洽伝。
- (23) 『通典』卷37職官19。
- (24) 『晋書』天文志下の記述と『宋書』天文志3のそれとは同内容である。
- (25) 北魏の官品制が南朝のその影響を受けたことは, 宮崎市定, 前掲注(15)著書「第五章 北魏の官制と選挙制度」に詳しい。
- (26) 宮崎市定, 前掲注(15)著書, 317頁。
- (27) 宮崎市定, 前掲注(15)著書, 397~8頁。
- (28) 関見「推古朝政治の性格」(『東北大学日本文化研究所研究報告』3, 1967年)。